

## 第三次大野市子ども読書活動推進計画



平成29年3月

大野市教育委員会

## 大野市教育理念

# 明倫の心を重んじ 育てよう おおのびと 大野人

人としての生きる道を明らかにし、  
進取の気象を育てた明倫の心は、  
いつの時代においても変わらない大野の学びの原点です。  
私たちは、この心を大切に、  
優しく、賢く、たくましい大野人になるため、  
学び、育てることに努めていきます。

平成21年3月 大野市教育委員会

### 明倫（めいりん）とは

大野藩第7代藩主土井利忠（1811～1868年）は、藩の政治や経済の建て直しには、新しい知識を学んだ人材が必要であるという考えに基づき、弘化元年（1844年）に藩校「明倫館」を開設しました。  
明倫館の「明倫」という言葉は、「皆人倫を明らかにする所以なり」に由来し、人の生きる道を明らかにすること、すなわち、人として守り、行うべき道を明らかにすることを目指しています。  
明倫館は、当時としては珍しく、武士の子弟に限らず、広く一般家庭の子どもたちにも門戸を開いて学ばせていました。そして、ここで育った人材は、大野藩の商業や鉱業などを盛んにし、藩財政の再建に大きく貢献したと言われています。私たちは、この史実に基づいて、大野の教育の全てを貫く普遍の理念を「明倫」と定めます。

．．． 目 次 ．．．

第1章 子ども読書活動推進計画策定の趣旨

1	計画策定の趣旨	3
2	計画の目標	3
3	計画の期間	3

第2章 子ども読書活動の現状と今後の取り組み

1	家庭における読書活動	4
2	保育所・幼稚園における読書活動	5
3	小・中学校における読書活動	5
4	公民館や児童センターにおける読書活動	6
5	図書館における読書活動	7

第3章 子ども読書活動推進のための連携・協力

1	各関係機関の連携・協力	9
2	啓発・広報	9

[参考資料]

- 子どもの読書活動の推進に関する法律（文部科学省）
- 大野市子ども読書活動推進計画策定委員名簿
- 大野市子ども読書活動推進計画策定委員会開催経過



## 第1章 子ども読書活動推進計画策定の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもののひとつです。また、本の読み聞かせは、テレビやDVD等とは異なり人の温もりを伝えることができ、たとえ言葉の意味が理解できなくても乳幼児期の子どもの耳に心地よく流れ込み、豊かな情操を養うことができます。しかし、情報メディアの発達によって、テレビやDVD、ゲーム、インターネットやスマートフォン等が大人だけでなく子どもたちをも取り囲むようになり、家庭における読書時間の減少が懸念されています。

国においては、読書の持つ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動を推進することにより、子どもの健やかな成長に資することを目的として、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行しました。また、平成14年8月にはこの法律に基づいた新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成25年5月には第三次計画が策定され、子どもの読書活動の推進に関する様々な取り組みが行われています。

県においては、平成15年4月に「福井県子どもの読書活動推進計画」を、平成22年には「元気ふくいっ子読書活動推進計画」を策定しました。

大野市においても、平成19年5月に「大野市子ども読書活動推進計画」を、平成24年3月に「大野市子ども読書活動推進計画（第二次計画）」を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。また、「第五次大野市総合計画」や「大野市教育大綱」を踏まえ、平成28年3月に「大野市結の故郷ふるさと教育推進計画」を策定し、家庭教育における読書活動の推進が必要とされています。

このため、これまでの取組みや成果、課題を踏まえ、次代を担う子ども達が豊かに育つため、読書活動の推進を目指して「第三次大野市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

今後この計画を踏まえ、大野市の子ども達が、優しく、賢く、たくましい大野人に成長することを目指し、家庭をはじめとする子どもに関わるすべての機関において、子どもの読書活動を推進します。

### 2 計画の目標

#### (1) 家庭における読書活動の推進

家庭での読書の大切さを啓発し、家族みんなで読書を楽しむ環境づくりを進めます。

#### (2) 読書環境の整備

子どもが自主的に読書を楽しめるよう環境の整備と人材育成を進めます。

#### (3) 読書に親しむ場や機会の提供

家庭・地域・学校・行政が連携協力しながら、子どもの発達に応じた質の高い本を届ける取り組みを進めます。

### 3 計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5ヵ年とします。

## 第2章 子ども読書活動の現状と今後の取り組み

### 1 家庭における読書活動

#### 《現状と課題》

子どもが読書習慣を身につける上で、家庭の果たす役割は重要です。

家庭で読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりする事が、読書に親しむきっかけになります。特に、乳幼児期に家族による読み聞かせを繰り返すことによって、家族間のコミュニケーションが深まり、子どもは愛情を感じながら、心を成長させることができます。

図書館では、ブックスタートをはじめ乳幼児を対象とした事業を実施しています。家庭における読書の大切さを理解してもらうためにも、事業を継続して行う必要があります。

また、日常生活の中で自然に読書に親しめる環境をつくるために、各関係機関がノーメディアデーの取り組みを家庭に呼びかけていますが、まだ十分に浸透していないのが現状です。

今後も引き続き読書の大切さを理解してもらうために取り組んでいく必要があります。

#### 《今後の取り組み》

- 乳幼児のいる家庭に子育て教育の一環として読書の大切さを推進します。
- 家族の読書時間をつくり、大人が読書に親しむこと、子どもに読み聞かせをすることを勧めます。
- 子どもの成長に読書が大切であることを認識し、子どもの読書習慣の形成に努めます。
- ノーメディアデーを設け、読書環境の整備に努めます。



## 2 保育所・幼稚園における読書活動

### 《現状と課題》

乳幼児期に読書の楽しさやいろいろな本との出会いを進めるため、園では毎日絵本の読み聞かせや紙芝居などを行っています。また、年齢に応じた図書コーナーを設けて子どもが自由に絵本を手にとって見ることができ、心地よい場所となるよう環境を整えています。

家庭においても親子で絵本を楽しめるよう、ほとんどの園で絵本の貸出を行っており、子どもやその保護者が読書活動に取り組みやすい環境を整えています。

保護者に対しては、園だよりやおたよりなどで、子どもの読書の大切さを伝え、保護者による読み聞かせの実施や図書館司書による研修を行っています。

最近では、保護者自身に活字離れの傾向があり、読み聞かせをしない家庭も増えてきています。

豊かな感性を育む幼児期こそ絵本や物語などに親しむ体験が重要であり、保護者に対して読書活動の必要性を働きかけていく必要があります。

### 《今後の取り組み》

- 図書館等と連携して子どもの発達段階に応じた図書を選定し、その充実を図ります。
- すべての園で質の高い絵本の読み聞かせや紙芝居を行うことにより、読書の楽しさを体験する機会を増やします。
- 保護者を対象にした講演会の開催や園だより等で、子どもの発達における読書の重要性と家庭内での読書の習慣を推進します。
- 読み聞かせ等の研修会へ積極的に参加し、職員の読書に対する意識を高めます。

## 3 小学校・中学校における読書活動

### 《現状と課題》

学校においては、国語などの各教科における学習活動を通じて、読書活動が行われており、子どもの読書習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるなど、児童生徒の読書活動を推進することは重要です。

大野市では、すべての小学校で「朝の読書」や読み聞かせなどの読書活動、家庭でのノーメディアデーの取り組みや読書月間に親子読書などを実践しており、教師やボランティアによる読み聞かせも定期的に行われています。

また、中学校においても「読書タイム」を実施しており、週1回程度ノーメディアデーを呼び掛けている中学校もあります。

しかしながら、児童生徒の活字離れや、読書習慣がついていない、読書をする時間が取りにくいなど読書離れが進んでいるのが現状であることから、読書の重要性を啓発していく必要があります。特に中学生になると勉強、部活動で読書をする時間が少なくなっていることから、読書をする時間の確保についても検討が必要です。

そのためにも、学校図書館司書は読書習慣の確立や読書指導の充実を図るなど、読書活動の推進における重要な役割を担っています。しかし、現在大野市では専任の司書は配置されていません。

学校図書館の機能を十分に果たし、児童生徒が本に対する適切な情報を得られるよう、学校図書館司書の配置が求められます。

#### 《今後の取り組み》

- すべての学校で質の高い本の充実に努めます。
- 児童生徒の多様な興味や関心に応じることができ、使いやすく魅力的な図書室となるよう適切な蔵書管理をします。
- 学校と家庭が連携をとり、読書活動の充実を図ります。
- 学校図書館研究部会を中心とした学校間での実践交流や、図書館や他機関等と連携した情報交換会などにより、読書活動の充実を図ります。
- 児童生徒の読書指導や、学校図書館を活用した指導の充実を図るため、教師の研修会への参加を進めます。

## 4 公民館や児童センターにおける読書活動

### 《現状と課題》

公民館は、子どもからお年寄りまで、地域の人が気軽に集うことができる施設です。

ほとんどの公民館には図書室または図書コーナーがあり、来館者は自由に本を手にとることができます。また、講座や事業の中で絵本の読み聞かせの実施や、行事や子どもが集まる機会に紙芝居などを行っている公民館もあります。

今後、放課後子ども教室の実施や、保育所、幼稚園が周辺に設置されているという立地を生かし、図書館等と連携しながら子どもの読書活動を進めていくことが大切です。

児童センターは、多くの子どもたちが利用しており、遊びを通して児童の健全育成に努めています。その中で、読書活動においても、図書館司書による読み聞かせや毎週読み聞かせを実施している児童センターもあり、子どもが読書を楽しむ活動をしています。

また、毎年質の高い本の充実に努め、それらの本を子どもが自由にゆっくりと読むことができるように、子どもの目線や興味に合わせて本の紹介や展示を工夫しています。



保護者に対しては「センターだより」でお薦め図書や家庭での読書の呼びかけを行い、読書活動の重要性を伝えています。

これらの取り組みを継続して行うとともに、図書館等と連携しながら読書環境の充実を図り、子どもの読書活動を進めていくことが大切です。

#### 《今後の取り組み》

- 子どもや保護者が気軽に本に触れることができる環境をつくりまします。
- すべての館で読書に関心を持つような事業を取り入れ、読書の楽しさや面白さを伝えます。
- 読書に関する職員研修を実施したり、読み聞かせなどの研修会へ積極的に参加するなど、職員の読書に対する意識を高めます。

### 5 図書館における読書活動

#### 《現状と課題》

子どもたちにとって、図書館は、豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所であるとともに、保護者にとっても子どもに読ませたい本を選んだり、司書に相談をしたりできる場所です。

大野市図書館では「本と人との出会いの場としての図書館」「10歳までは読んでもらうのが読書」「子どもたちに適した蔵書構成」を念頭において、子どもの年齢に合わせた取り組みをしています。乳児と保護者にはブックスタートやわらべうたの会、幼児には絵本の読み聞かせ会、児童生徒には児童文学の読み聞かせやおはなし会を実施しています。また、学校や幼稚園、保育所へ出向き、読み聞かせやブックトーク、おはなし会を行い、子どもの読書活動を支援しています。

しかし、子どもたちの年齢が上がるにつれ図書館利用が減少している傾向があります。そこで、中学生、高校生で構成した「図書館部」を立ち上げ、おすすめの本の紹介や古本市の開催など、同世代に向けて読書の楽しみを発信しています。

また、大人に対しては、子どもに質の高い本を届けるために絵本について学ぶ絵本の勉強会「絵本の部屋」や、講演会を開催するなど、研修の機会を提供しています。乳幼児や児童生徒に対する読み聞かせ技術の向上や内容を充実させるため、平成21年度から「絵本読み聞かせボランティア養成講座」を開催し、読み聞かせができるボランティアの育成に努めています。平成28年度には36名の方が登録しており、図書館の読み聞かせ会やブックスタート、保育園や学校などへ出向き、読み聞かせボランティアとして活躍しています。

今後も、子どもが読書を通じて自発的に学ぼうとする習慣を身に付けるために蔵書の充実を努めることはもちろん、各関係機関と連携しながら、これらの事業を継続的に取り組んでいくことが大切です。また、図書館における子どもの読書活動の充実を図るために、図書館司書の複数配置が必要です。



《今後の取り組み》

- 家庭での読書活動の習慣化が行われるよう、各関係機関が連携をとった読書活動に努めます。
- 子どもが質の高い本に出会うことができるよう、蔵書の充実に努めます。
- 質の高い本が普及するよう、他機関での本の選書に協力します。
- 読み聞かせ会やおはなし会等を継続して実施し、子どもたちの読書の力をより一層伸ばします。
- 一人ひとりの子どもの年齢や興味、関心に適した本を適したタイミングで手渡せるよう、職員研修に努めます。
- 子どもの読書活動に関わる大人に、子どもの読書について学ぶ機会を提供します。
- 中学生の読書について研修会を開催し、多方面から情報を発信していきます。



### 第3章 子ども読書活動推進のための連携・協力

#### 1 各関係機関の連携・協力

- 家庭での取り組みはもとより、各関係機関が連携して取り組みを進めることで、子どもの読書活動をより効果的に推進していきます。
- 保護者や各関係機関職員を対象にした子どもの読書活動に関する研修会を開催し、読み聞かせなどの技術や本に関する知識を高めます。
- 本計画推進状況の検証や乳幼児から中学生まで一貫した読書活動を推進するため、各関係機関からなる子ども読書活動推進委員会を定期的で開催し、連携を深めます。

#### 2 啓発・広報

- 「子ども読書の日」（4月23日）や読書週間を中心に講演会や読み聞かせなどの事業を企画し、読書の重要性を伝えます。
- 子どもの成長における読書の重要性と、ノーメディアデーを実施することを啓発します。各機関が出している機関紙に読書の楽しみ方や図書を紹介し、読書への関心を醸成します。

\*\*\* 大野市子ども読書活動推進委員会 \*\*\*

ちようせん  
**挑戦しよう!!**  
**ノーメディアデー**

★ノーメディアデーとは★

各家庭で家族全員が、**テレビ・ビデオ・ゲーム・スマートフォン・パソコン  
タブレット** など、すべてのメディアを控える日です。

家族全員でルールを決めて挑戦しましょう!!

(例) 毎週水曜日の午後8時からは「**ノーメディア**」で、お手伝いや  
家族との語り、絵本の読み聞かせ、読書をして過ごす

大野市子ども読書活動推進計画の中で「ノーメディアデー」の  
実践を推奨しています。 大野市教育委員会

## 参 考 资 料

## 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

### （目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### （保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### （関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### （子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２ 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

## 大野市子ども読書活動推進計画策定委員

	委員名	区分
1	廣瀬 郁代	大野市学校図書館部会 小学校
2	杉川 嘉郎	大野市学校図書館部会 中学校
3	谷口 美和子	公立幼稚園
4	村上 珠乃	民間保育園
5	松田 明子	公立保育園
6	谷 喜美江	大野市公民館
7	高村 重美	大野市児童センター
8	乾 孝子	大野市図書館
9	松下 裕子	教育委員会
	酒井 律偉	事務局 教育委員会生涯学習課

## 大野市子ども読書活動推進計画策定委員会開催経過

平成28年	5月26日(木)	第1回委員会	改定作業について
	7月		関係機関へのアンケート実施
	11月10日(木)	第2回委員会	アンケート結果に基づき協議
平成29年	3月3日(金)	第3回委員会	計画案作成
	3月30日(木)	定例教育委員会	説明、完成報告